

第 5 2 5 回（定例）福崎町議会会議録

令和 8 年 6 月 5 日（金）
午前 9 時 3 0 分 開 会

○令和 8 年 6 月 5 日、第 5 2 5 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 1 4 名

1 番	中 田 貴 子	8 番	田 中 康 智
2 番	牛 尾 成 利	9 番	住 谷 庸 子
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	北 山 智 恵
4 番	大 住 文 子	1 1 番	前 川 裕 量
5 番	三 輪 一 朝	1 2 番	城 谷 英 之
6 番	吉 高 平 記	1 3 番	植 岡 茂 和
7 番	小 林 博	1 4 番	竹 本 繁 夫

○欠席議員（な し）

○事務局より出席した職員

事 務 局 長 澤 田 和 也 主 査 阿 保 佑 夏

○説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	千 家 利 久	町参事兼総務課長	岩 木 秀 人
企 画 財 政 課 長	蔭 谷 秀 樹	税 務 課 長	岡 本 昌 文
町参事兼地域振興課長	成 田 邦 造	住 民 生 活 課 長	山 本 克 典
町参事兼福祉課長	小 幡 伸 一	ほけん年金課長	西 村 由 紀 子
農 林 振 興 課 長	山 下 勝 功	まちづくり課長	増 山 剛
上 下 水 道 課 長	橋 本 繁 樹	会 計 管 理 者	石 川 博 憲
学 校 教 育 課 長	吉 高 美 鈴	社 会 教 育 課 長	森 公 宏

○議事日程

第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸報告
第 4	報告第 2 号 令和 7 年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
第 5	報告第 3 号 令和 7 年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
第 6	報告第 4 号 令和 7 年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
第 7	議案第 3 6 号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例の一部を改正する条例）
第 8	議案第 3 7 号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
第 9	議案第 3 8 号 中播公平委員会委員の選任について
第 1 0	議案第 3 9 号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 1 1	議案第 4 0 号	福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
第 1 2	議案第 4 1 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 1 3	議案第 4 2 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 1 4	議案第 4 3 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 1 5	議案第 4 4 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 1 6	議案第 4 5 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 1 7	議案第 4 6 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 1 8	議案第 4 7 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 1 9	議案第 4 8 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 2 0	議案第 4 9 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 2 1	議案第 5 0 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 2 2	議案第 5 1 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 2 3	議案第 5 2 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 2 4	議案第 5 3 号	福崎町カスタマーハラスメント防止条例の制定について
第 2 5	議案第 5 4 号	福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第 2 6	議案第 5 5 号	福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
第 2 7	議案第 5 6 号	福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
第 2 8	議案第 5 7 号	福崎町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
第 2 9	議案第 5 8 号	福崎町都市計画マスタープランの策定について
第 3 0	議案第 5 9 号	令和 8 年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号）について
第 3 1	議案第 6 0 号	福崎町道路線の廃止及び認定について
第 3 2	議案第 6 1 号	工事請負契約について（中学校体育館空調設備整備工事）
第 3 3	議案第 6 2 号	工事請負契約の変更について（姫路市中播消防署本署建設工事）

○本日の会議に付した事件

第 1	会議録署名議員の指名	
第 2	会期の決定	
第 3	諸報告	
第 4	報告第 2 号	令和 7 年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
第 5	報告第 3 号	令和 7 年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
第 6	報告第 4 号	令和 7 年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
第 7	議案第 3 6 号	専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例の一部を改正する条例）
第 8	議案第 3 7 号	専決処分の承認を求めることについて（福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
第 9	議案第 3 8 号	中播公平委員会委員の選任について
第 1 0	議案第 3 9 号	福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
第 1 1	議案第 4 0 号	福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
第 1 2	議案第 4 1 号	福崎町農業委員会委員の任命について

第 1 3	議案第 4 2 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 1 4	議案第 4 3 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 1 5	議案第 4 4 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 1 6	議案第 4 5 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 1 7	議案第 4 6 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 1 8	議案第 4 7 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 1 9	議案第 4 8 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 2 0	議案第 4 9 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 2 1	議案第 5 0 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 2 2	議案第 5 1 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 2 3	議案第 5 2 号	福崎町農業委員会委員の任命について
第 2 4	議案第 5 3 号	福崎町カスタマーハラスメント防止条例の制定について
第 2 5	議案第 5 4 号	福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第 2 6	議案第 5 5 号	福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
第 2 7	議案第 5 6 号	福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
第 2 8	議案第 5 7 号	福崎町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
第 2 9	議案第 5 8 号	福崎町都市計画マスタープランの策定について
第 3 0	議案第 5 9 号	令和 8 年度福崎町一般会計補正予算（第 1 号）について
第 3 1	議案第 6 0 号	福崎町道路線の廃止及び認定について
第 3 2	議案第 6 1 号	工事請負契約について（中学校体育館空調設備整備工事）
第 3 3	議案第 6 2 号	工事請負契約の変更について（姫路市中播消防署本署建設工事）

開会及び開議

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- 第 5 2 5 回福崎町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
- 山々の緑も濃くなり、早苗田の美しい季節となってまいりました。皆様におかれましては、ご健勝にてご参集を賜り、誠にありがとうございます。
- さて、本定例会に提案されます案件は、報告第 2 号から議案第 6 2 号までの報告 3 件、議案 2 7 件の計 3 0 件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶とさせていただきます。
- ここで、4 月 1 日付人事異動等があり、その内容についてはご承知のことと存じますが、このたび新しく教育長、課長になられた方々からご挨拶を受けたいと思います。
- 教 育 長 皆様、おはようございます。4 月より教育長に就任しております千家利久でございます。
- 私は教員出身でございます。学校では子どもたちのやる気をどう引き出すか、安心した学びの場をどうつくるか、これを命題として取り組んでまいりました。その中で特に心に留めてきましたことは、難しいことを易しく、易しいことを深

く、深いことを面白くということでございます。この言葉は作家、井上ひさしさんの言葉ですが、この4月の当初の教職員集会でも私のほうから話題にしております。それは今も変わってはおりません。難しいことは山とありますけれども、いかに易しくひもといていくか、易しい平易な言葉で伝えていくか、そして深めていくか、私はまだまだ経験が浅く、未熟ではございますが、福崎町学校教育、社会教育の一層の深まりに鋭意尽くしてまいりたいと思っておりますので、どうか議員の皆様からのご支援、それからご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

会計管理者 皆さん、おはようございます。このたび会計管理者を拝命いたしました石川博憲と申します。

行政運営を支える公金を預かる立場として、微力ではございますが、適正な公金管理に努めてまいります。皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

社会教育課長 おはようございます。4月1日付で社会教育課長を拝命いたしました森公宏と申します。

社会教育は、地域の学びを支え、町民一人一人の生涯にわたる学びを後押しする重要な分野となっております。人口減少や地域コミュニティの変化など、課題が複雑化する中でも、誰もが学びを通じて地域の力を高められるよう、精いっぱい取り組んでまいります。皆様にはご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

議長 ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。よって、第525回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから第525回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名いたします。

1番、中田貴子議員

7番、小林 博議員

以上の両議員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

去る5月29日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆さんに配付しております日程表案のとおり、本日から6月22日までの18日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から６月２２日までの１８日間といたします。

日程第３ 諸報告

議 長 日程第３は、諸報告であります。

３月２５日の第５２４回福崎町議会定例会閉会后、本日までの議会活動については、配付の報告書のとおりです。

また、例月出納検査、定期監査結果報告書及び陳情書が議長宛てに提出されておりますので、その写しを配付しております。

次は、議案の上程及び議案説明があります。

これより、報告第２号、令和７年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告についてから、議案第６２号、工事請負契約の変更について（姫路市中播消防署本署建設工事）までの３０件を議題といたします。

これから上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町 長 皆様、おはようございます。

本日は、第５２５回福崎町議会定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

福崎町は今年、町制７０周年を迎えました。古くから密接な関係にあった八千種村、田原村、旧福崎町が昭和３１年５月３日に合併し誕生しました。記念日であります５月３日にはエルデホールにおいて、多数のご来賓と議員各位をはじめとする各界を代表する方々をお迎えし、記念式典を盛大に開催することができましたことを大変うれしく思っています。ありがとうございました。その後、第２部として開催いたしました記念ステージや午後の妖怪百鬼夜行も、ホール内満席で大いに盛り上がったことをご報告させていただきます。

これまで、町政の発展にご尽力を賜りました町民の皆様、先人の皆様、そして議会の皆様にも、改めまして心から敬意と感謝を申し上げます。

福崎町はこれからも、先人から受け継いだ伝統を守りながらも、これまで築いてきた財産にさらに磨きをかけ未来を切り開いてまいりますのでよろしくお願いいたします。

さて、世界の社会経済情勢は大きく変化しています。アメリカ・トランプ大統領の関税政策は、日本経済をはじめ世界経済を混乱させていました。

そのような中、今年２月にアメリカとイスラエルがイランに対し軍事行動を起こしたことで、ホルムズ海峡の通過が難しい状況が続いています。そのため日本の生命線とも言える中東の原油の輸入が困難になり、石油由来の資機材費の高騰など影響が広がっています。住民生活や福崎町の事業にも影響が出始めているところでございます。

今議会の議案にも提案していますが、契約後の物価上昇率が一定以上あった場合、インフレスライドの協議を行う仕組みがあり、契約金額を上げなければならない事態が発生しています。

政府は、中東情勢の混乱長期化を受け、国会に補正予算案を提出しており、本日成立見通しと報道されています。ぜひ、早期の物価高対策を進めていただきたいと思います。

しかしながら、この物価高の根本的な原因はアメリカ・イスラエルとイランとの戦争や遡ればロシアのウクライナへの侵攻などにありますので、早くこれらの戦争を終結させるために、世界の指導者は知恵を出していただきたいと思います。

続いて、各課からの所管事項報告です。

総務課です。

令和7年度後半から区長様のご理解とご協力を得て各集落で行政懇談会を開催させていただいています。これまでで約半分、16集落にお伺いし、大きく3点、「福崎町の課題と重点事業」「令和8年度の主な事業・取組」「福崎町の行政改革」について説明をさせていただいた後、意見交換をさせていただいております。10月まで引き続き進めてまいります。

選挙人名簿の定時登録者数は、6月1日の基準日現在、男7,252人、女7,819人、計1万5,071人となり、3月の定時登録より22人の増となっています。

企画財政課です。

行政改革について、第6次行政改革実施計画の効果の検証を行うとともに、第7次行政改革実施計画に基づき、使用料・手数料の見直し、ネーミングライツの導入を進めていきます。

また、基幹系システムの標準準拠システムへの移行作業を引き続き実施するとともに、財務会計システム、職員用パソコンの更新を行います。

令和7年国勢調査結果の速報値が5月22日に発表されました。福崎町の令和7年国勢調査人口は1万8,329人で、前回調査から1,048人の減となっています。

出納室では、5月末日で令和7年度の出納を閉鎖し、決算書及び決算報告書の調製を行っています。

税務課です。

5月8日に、軽自動車税及び固定資産税の納税通知書を、事業所に住民税特別徴収税額決定通知書を発送しました。

町県民税の納税通知書は6月4日に発送し、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納入通知書は7月16日に発送すべく準備を進めています。

出納閉鎖に向け電話催告を実施、また、滞納整理対策委員会では、関係課の滞納者リストを基に債権管理台帳を作成し、計画的に徴収を進めてまいります。

地域振興課です。

福崎夏まつりは、8月9日に福崎東中学校において開催します。総おどり、夜店、打ち上げ花火など、地域を元気に盛り上げます。

もちむぎブランド化事業として、6月6日、7日開催の「せたがやふるさと区民まつり」に参加し、特産もちむぎを首都圏に売り込み、福崎町のPR活動に取り組みます。また、6月11日を「福崎もちむぎの日」として、日本記念日協会からの認定を受けました。今後、販路拡大・ブランド力の向上に努めていきます。

物価高騰対策として町民1人8,000円の商品券事業「スマイル商品券」を実施しています。利用期間は7月31日までとなっています。

商工会と連携した、中小商業者応援「なっ得商品券」20%プレミアム付事業は、9月1日から実施します。

本年度も引き続き、ふるさと納税プロジェクトチームで寄附金の増収に向け取り組んでいきます。

住民生活課です。

福崎町消防団では、4月5日に入退団式及び幹部・新入団員教養訓練を実施しました。

消防操法大会を5月10日に開催し、小型ポンプでの32分団による熱戦が繰り広げられ、福田分団が優勝、駅前分団が準優勝、庄分団が3位という結果でし

た。優勝した福田分団は、来る6月21日に兵庫県広域防災センターで開催される中播磨地区消防操法大会に福崎町代表として出場します。

これから出水期を迎えるため、消防団による水防講習会を6月24日に開催します。

神崎郡3町で進めているごみ処理施設建設事業及び中播消防署本署建替事業については、いずれも建築工事に着手しています。

福祉課です。

介護保険事業では、令和9年度からの3か年の計画である「第10期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」について、令和7年度に実施したアンケート結果を基に、町民の意識、動向を分析の上、介護サービス量や給付費を推計し、介護保険事業計画を策定します。

発達に課題のあるこどもの居場所づくり事業や、ひきこもり状態にある人の社会参加の場となる大人の居場所づくり事業に引き続き取り組んでいきます。また、ひきこもりと関係が深い就労に関する課題に対し、相談員による相談や、福祉就労などへの支援を実施しています。

そのほか、フードドライブ活動など困窮者支援にもNPO法人与協力して取り組みます。

ほけん年金課です。

福祉医療費受給者証の年度更新に伴い、新しい受給者証を6月下旬に郵送します。

保健事業では、特定・基本健康診査、がん検診を5月29日から7月21日まで土・日を含み11日間実施します。

食育事業では、学童期のこどもの健康な体づくりのため、運動教室及び食育教室を5月から年間を通して行います。

予防接種事業では、令和8年度から妊婦RSウイルスワクチンが定期接種化され、妊娠28週から36週6日までの妊婦を対象に個別接種を実施しています。

農林振興課です。

令和8年産米の作付面積は、農会長や農家の皆様のご理解とご協力により、令和7年度と比べ約1割増の337ヘクタールの作付見込みとなりました。

県営ほ場整備事業につきましては、高岡福田地区では、早期完成に向け、残る工区及び補完工事を進めます。山崎地区においては、令和7年度に引き続き設計業務を実施します。

西治地区のヤケヌケ井堰については、令和8年度から工事を実施し、早期の事業完了を目指します。

まちづくり課です。

道路橋梁事業では、福崎駅へのアクセス強化を図るため、引き続き町道福崎駅田原線については工事を、千束新町線については関係者の協力を得ながら用地買収及び工事を実施します。

橋梁では、福崎町橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期点検の実施や橋梁の補修工事を実施します。

都市計画では、引き続き地元及び県と調整を図りながら、特別指定区域の区域について見直しを進めます。

また、町内に点在する空き家等の適正管理、活用促進については、引き続き「空き家等対策計画」に基づき推進します。

上下水道課です。

水道事業、工業用水道事業、下水道事業の3会計について、決算を取りまとめ

ました。今後、監査委員の審査に付して、９月定例会に決算認定の議案を提出します。

水道事業では、八反田水管橋耐震補強工事に継続して取り組みます。三ノ宮配水池送水管更新工事（第４工区）は、入札に向けて準備を進めています。また、辻川山配水池送水管更新のための基本設計業務に着手します。

工業用水道事業では、中播消防署西側の七種川水管橋更新工事に継続して取り組みます。

下水道事業の汚水施設整備では、農業集落排水施設の下水道統合工事を進めています。現在は、令和７年度からの繰越事業として板坂地区で工事を進めており、間もなく完了予定で、引き続き田口地区で工事を実施します。

雨水施設整備では、川すそ雨水幹線工事を継続して進めています。交通量の多い播但道福崎南ランプ付近が完了し、今後はその上流部約１３０メートルの区間で工事を実施します。

学校教育課です。

５月３０日に小学校の運動会を実施し、子どもたちは元気いっぱいの演技を披露しました。議員の皆様におかれましては、ご多用の中ご臨席を賜り、子どもたちに心温まるご声援をいただき、誠にありがとうございました。

中学２年生が体験学習を行う「トライやる・ウィーク」は、６月１日から５日間でい、本日、最終日を迎えます。２校合わせて１６７人の生徒が６２の事業所にお世話になっています。各事業所におかれましては、通常業務の上、貴重な時間と労力を割いて子どもたちに真摯に向き合っていていただいておりますことにお礼申し上げます。

遠野市との児童交流事業は７回目となります。町内小学６年生を対象に遠野市訪問団員を募集し、４３人の応募となりました。抽せんにより決定した１５人の児童が、８月２３日から２５日までの予定で遠野市を訪問して子ども同士の交流を行い、両市町の絆を深めます。

社会教育課です。

町子ども会の球技大会を７月４日に、田原小学校において開催を予定しています。

第４７回山桃忌は、これまでの２日間の日程を、今回から１日に短縮し、８月２日にエルデホールにおいて開催します。午前は、第１部「播磨の民俗芸能披露」とし、姫路市犬飼と市川町甘地の獅子舞をご覧いただき、午後からは、第２部「柳田國男の可能性」をテーマとして山桃忌式典、基調講演・記念講演及び記念対談を行います。

さて、今議会に提出した議案等は、報告３件と議案２７件の計３０件です。

報告第２号から報告第４号までは一般会計、水道事業会計、及び下水道事業会計の各会計における令和７年度予算の繰越計算書について報告するものです。

議案第３６号は、福崎町町税条例の一部改正、議案第３７号は、福崎町国民健康保険税条例の一部改正で、地方自治法第１７９条第１項の規定により、やむを得ず令和８年３月３１日に専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

議案第３８号から議案第５２号までは人事案件です。議案第３８号は、中播公平委員会委員、議案第３９号及び４０号は、福崎町固定資産評価審査委員会委員で、いずれも任期満了に伴い、それぞれ新たに選任することについて議会の同意を求めるものです。

議案第４１号から５２号までの１２議案、福崎町農業委員会委員の任命につい

ては、任期満了に伴い、新たに１２名を任命することについて、それぞれ議会の同意を求めるものです。

議案第５３号、福崎町カスタマーハラスメント防止条例の制定は、カスタマーハラスメントの防止に関する施策の基本的な事項を定めることにより、町職員の安全及び健康を確保し、公務の円滑かつ適正な執行と公平な行政の実現を図るものです。

議案第５４号から議案第５６号までは、上位法令等の改正に伴うもので、消防団員等公務災害補償条例、印鑑の登録及び証明に関する条例、福祉医療費助成条例のそれぞれ一部改正することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第５７号、福崎町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、第２体育館の閉鎖に伴う改正です。

議案第５８号は、福崎町都市計画マスタープランの策定にあたり、福崎町議会基本条例に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第５９号、令和８年度福崎町一般会計補正予算（第１号）は、令和８年度一般会計の補正予算について、議会の議決を求めるものです。

議案第６０号、福崎町道路線の廃止及び認定は、道路法の規定に基づき、各町道の廃止及び認定について、議会の議決を求めるものです。

議案第６１号は、中学校体育館空調設備整備工事に係る工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるものです。

議案第６２号は、令和８年２月に契約した姫路市中播消防署本署建設工事におけるインフレスライドに伴う契約金額の増額について、議会の議決を求めるものです。

以上、報告が３件、議案は、専決の承認が２件、人事案件が１５件、条例制定が１件、条例改正が４件、計画策定が１件、補正予算が１件、契約案件が２件、その他１件の計２７件、合計３０件となっています。

詳細説明は、副町長ほか、担当課長が行いますので、ご審議賜りご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。冒頭の挨拶といたします。

議長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知ください。

日程第４ 報告第２号 令和７年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について

議長 日程第４、報告第２号、令和７年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 失礼いたします。報告第２号について、ご説明申し上げます。

令和７年度一般会計予算の繰越明許費について、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、報告をさせていただきます。

次のページをご覧ください。令和７年度繰越明許費の繰越計算書です。

翌年度繰越額は、２款、総務費、１項、総務管理費の情報システム標準化改修事業の９，０００万円から、次ページの９款、教育費、５項、保健体育費の給食配送車購入事業の９１３万円までの１３事業の合計１２億９，９８７万８，０００円でありまして、令和７年度３月補正後の繰越明許費予算１３億８０１万円の

うち、既に令和7年度中に執行済みとなった経費等を差し引いた、その残額を繰り越しています。

報告第2号資料に、繰越明許費に係る事業内容と財源内訳をお示ししておりますので、資料をご覧ください。

翌年度繰越額は、2款、総務費、1項、総務管理費で、情報システム標準化に係る電算システム改修委託料が9,000万円、同じく総務費の3項、戸籍住民基本台帳費で、戸籍の振り仮名記載事業に係る電算システム改修委託料が400万円、4款、衛生費で、三ノ宮配水池の水道管路耐震化推進事業に伴う水道事業会計出資金が2,340万円、5款、農林水産業費で、高岡福田地区ほ場整備に伴う中心経営体農地集積促進事業補助金が8,178万円、町営ため池整備事業の南大貫宮の池改修工事費及び東田原ため池群の測量調査設計委託料が3,940万円、6款、商工費で、物価高騰対応商品券事業の事務費、給付金が1億5,328万8,000円、7款、土木費、1項、道路橋梁費で、道路維持改修事業の中島井ノ口線舗装改修工事費が2,400万円、町単道路改良事業の千束新町線の工事費が280万円、社会資本整備総合交付金事業の福崎駅田原線・千束新町線の工事費・土地購入費・物件移転補償費が1億3,648万円、同じく土木費の3項、都市計画費で、都市計画マスタープラン改定業務委託料が360万円、8款、消防費で、中播消防署建替事業の工事費が7億3,000万円、9款、教育費、4項、社会教育費で、男女共同参画基本計画策定業務委託料が200万円、同じく教育費の5項、保健体育費で、給食配送車購入事業に係る役務費、自動車購入費、公課費が913万円となっております。

繰越財源は、既収入特定財源が2,933万8,000円、未収入特定財源の国・県支出金が3億3,946万6,000円、地方債が4億3,590万円、その他が4億5,839万9,000円、差引き一般財源が3,677万5,000円となっております。

以上、報告第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

日程第5 報告第3号 令和7年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第6 報告第4号 令和7年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

議長 日程第5、報告第3号、令和7年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について及び日程第6、報告第4号、令和7年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 失礼いたします。報告第3号、令和7年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

この報告は、令和7年度水道事業会計予算の一部を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものでございます。

議案の次のページをお開きください。繰越計算書です。

繰越額は、款、資本的支出、項、建設改良費で、水道に係る建設改良事業4億8,100万円のうち1億7,000万円です。

繰越しに至った理由は、右端「説明欄」に記載しているとおり、国の補正予算により、補助金の追加交付決定を受けたことによるものでございます。

なお、繰越予算に係る財源は、国庫補助金3,069万8,000円、企業債2,330万円、一般会計からの出資金2,340万円、損益勘定留保資金9,260万2,000円を予定しております。

繰越事業の箇所、及び予定額については、報告第3号資料をご覧ください。

右上の表に記載のとおり、三ノ宮配水池送配水管更新工事（その4）及び同工事跡の舗装本復旧工事（その2）、それぞれ未契約分で2件となっております。

以上、報告第3号の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第4号、令和7年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

この報告は、令和7年度下水道事業会計予算の一部を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものでございます。

議案の次のページをお開きください。繰越計算書です。

繰越額は、款、資本的支出、項、建設改良費で、公共下水道に係る建設改良事業3億3,646万3,000円のうち2億2,144万8,000円でございます。

繰越しに至った理由は、右端「説明欄」に記載しているとおり、入札の不調が続いたことや、雨水工事において工事の際に支障物を移設する必要があったことから、その協議や手続に時間を要したことなどによるものでございます。

なお、繰越予算に係る財源は、国庫補助金9,596万5,000円、企業債1億1,440万円、損益勘定留保資金1,108万3,000円を予定しております。

繰越事業の箇所、及び予定額などについては、報告第4号資料をご覧ください。

右上の表に記載のとおり、契約・未契約分を合わせまして、雨水幹線工事関連が5件、福崎浄化センターの改築工事関連が2件、農業集落排水施設の公共下水道統合工事関連が2件。合計9件の工事や業務を繰り越いたしました。

以上、報告第4号の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

日程第7 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例の一部を改正する条例）

日程第8 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議長 日程第7、議案第36号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例の一部を改正する条例）及び日程第8、議案第37号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

税務課長 失礼いたします。議案第36号、専決処分の承認を求めること（福崎町町税条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

今回の改正は、「令和8年度税制改正の大綱」による、地方税法や同法施行規則など上位法令の改正が、令和8年3月31日に公布されたことに伴い、やむを得ず同日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、4月1日から施行したもので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものです。

令和8年度税制改正については、近年の物価上昇が、国民生活に大きな影響を及ぼしており、財政による再分配機能の強化だけではなく、格差の固定化を防止し、全ての人に挑戦の機会のある社会を実現する観点から、「公平性」の確保が求められています。また、米国による関税措置は我が国経済のみならず、世界経済全体に不透明感を与えています。このような認識の下、「経済あつての財政」

の方針に基づき、大胆な「危機管理投資」、「成長投資」による力強い経済成長の実現に向けて、「税制を通じて何を達成すべきか」という問いに答えるべく、令和8年度税制改正が行われました。

議案第36号説明資料1ページには、主な改正点をお示ししております。

左上にお示ししておりますのは、軽自動車税において環境性能割が令和7年度末で廃止されました。理由については、米国関税措置が、我が国の自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和8年3月31日をもって廃止されました。

これに伴います地方税の減収につきましては、安定財源を確保するための具体的な措置を検討し、それまでの間、国の責任で手当をすることとされています。

今回の条例改正については、環境性能割廃止に伴う条文の削除と環境性能割と区別する必要がなくなった「種別割」の文言削除などが多くを占めています。

次に表の左下、固定資産税における免税点の見直しについてです。

免税点とは、固定資産税には、保有する資産の課税標準額が一定に満たない場合、税金がかからない境界線があります。これを「免税点」と呼びます。

固定資産税における家屋の免税点が、20万円から30万円に、償却資産が150万円から180万円に引き上げられます。理由については、いわゆる政府の骨太の方針2025におきまして、物価上昇が継続していることを踏まえ、長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る基準額や閾値について、政府全体として、省庁横断的、網羅的に点検し、見直しを進めるという方針が示されました。この政府方針、また、前回見直しを行った時点からの土地、家屋、償却資産、それぞれに関連する指数の上昇を踏まえ、当該上昇分を反映する形で、免税点を引き上げることになりました。

なお固定資産税のうち、土地に係る免税点につきましては、前回見直し時に比べて、地価が下落していることを踏まえ、据置きとなっております。

なお、施行日は令和9年4月1日となっております。

その他の改正項目については、右上にお示ししております。条例本則では、ふるさと納税における寄附金税額控除にかかる住民税特例分を復興特別所得税の課税期間延長及び防衛特別所得税の創設に伴い改正を行います。また、上位法の改正に伴い、個人町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲を見直します。附則においては、健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行っている方が受けられるセルフメディケーション税制の適用期限を延長します。また、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の適用期限を延長します。固定資産税においては、いわゆる「わがまち特例」の対象が新しく追加されました。次に優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直しと適用期限の延長を行います。また、特定暗号資産取引に係る課税の見直しと全般的に上位法の改正に伴う条例の項ずれの修正を行っています。

最後に今回の税制改正以外の改正になりますが、納期の変更を行っています。背景として、令和3年10月の郵便法改正に伴い、日本郵便における土曜配達の廃止や送達日数の繰下げが実施されました。これにより、納税通知書の発送から住民の皆様への到着までに時間を要する事態が生じております。

地方税法では、納税通知書を納期限の10日前までに交付することが定められております。現状の「16日や11日開始」の納期では、郵便事情によってこの法定期間の確保が極めてタイトになっており、住民の利便性を損なうおそれがあ

ります。

そこで、近隣市町の状況も鑑み、納付期間を「1日から」に拡充することで、住民の皆様の納付機会を確保し、適正な賦課徴収体制を維持するため、本改正をお願いするものであります。

なお、資料2ページ以降には、新旧対照表をお示ししておりますのでご参照ください。

以上で、議案第36号の説明とさせていただきます。

引き続き、議案第37号、専決処分を求めること（福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、ご説明いたします。

議案説明資料1ページをご覧ください。

今回の改正の一番大きなものとして、1の子ども・子育て支援金があります。創設経緯としては、子ども・子育て支援法の一部改正により、令和8年4月1日から国民健康保険に「子ども・子育て支援金分」が新設されました。これは、少子化対策として社会全体で子育てを支援するための財源を医療保険料に上乗せして徴収する制度です。

賦課徴収の仕組みとしては、各市町が国保被保険者から賦課徴収し、県に納付する仕組みとなっており、兵庫県が各市町の標準保険料率を算定・提示し、各市町がその率を参考に条例を改正して徴収します。

次に2にあります、専決処分に至った経緯ですが、子ども・子育て支援金は令和8年4月1日の施行に確実に間に合わせる必要がありました。しかしながら、課税限度額及び軽減判定所得等の改正については、上位法令である地方税法等の改正内容に準拠する必要があり、その地方税法等の改正が令和8年3月31日となりました。そのため、同日付でこれら一連の改正を一括して専決処分せざるを得ない状況となりました。

また、例年、国及び県から示される標準条例改正案に基づき本町の条例改正案を作成しておりますが、今回は衆議院総選挙の影響により国会日程が大幅に遅延し、通知の到達が著しく遅くなりました。子ども・子育て支援金の税率設定等は、本来であれば3月定例会に上程すべき案件ではございますが、上位法との整合性を確保し、適正な賦課徴収事務に万全を期すため、やむを得ず地方自治法第179条に基づく専決処分による対応としたものでございます。

なお、議会等への対応につきましては、専決処分に先立ち、国民健康保険運営協議会に諮問し、税率等の案について承諾した旨の答申をいただくとともに、令和8年2月の総務文教常任委員会にて詳細を説明し、専決処分を行う旨を事前に説明させていただいております。今議会において、正式に承認をお願いする次第でございます。

次に、3の採用した税率と県内における位置づけですが、子ども・子育て支援金分の税率設定にあたりましては、本町が恣意的に決めたものではなく、兵庫県が各市町の被保険者の所得水準等を基に算定・提示した標準保険料率を参考に、100円単位で調整した数値を採用いたしました。県内のほかの市町も同様に100円単位でまとめる市町が多く、結果として県下各市町でほぼ同水準の税率となる見込みでございます。

本町が採用した令和8年度子ども・子育て支援金分の税率は、所得割が0.29%、均等割1,200円、18歳以上の被保険者には100円を加算、平等割は800円となります。表にはありませんが、課税限度額3万円が新設となります。

ご覧のとおり、本町の税率は県内でも比較的低い水準となっております。

子ども・子育て支援金分の税率は、令和8年度から令和10年度にかけて3年間で段階的に引き上げられていく仕組みとなっており、令和10年度に通常の率に到達する予定です。

次に説明資料の2ページ、条例改正による影響額まとめをご覧ください。

今回の改正内容の概要です。

先ほどの子ども・子育て支援金分の税率以外の改正内容になっております。

1つ目としては、医療分の課税限度額の引上げで66万円から67万円に1万円の引上げ、2つ目として、子ども・子育て支援金分の課税限度額の新設で、3万円となります。3つ目として、軽減判定所得の引上げで、5割軽減、1人当たりの加算額30万5,000円を31万円、5,000円引上げ、2割軽減、1人当たりの加算額56万円を57万円に1万円引上げとなります。

なお、後期高齢者支援金分・介護分の課税限度額は据え置かれます。また、7割軽減の基準についても従来どおりです。

これらの課税限度額の引上げ及び軽減判定所得の改正は、いずれも上位法令の改正に準拠したものであり、限度額の引上げにより生じた効果は中間所得者層の負担軽減に資するものです。

次の2の表では、改正後の税率等基礎数値をお示ししております。黄色くなっているところが変更箇所となっております。

また次の3の表では、子ども・子育て支援金分新設によりどれくらい負担増になるかをお示ししております。参考のところ、令和8年度の本町の試算では、1人当たり年額2,876円の増となる見込みです。

説明資料の3ページをご覧ください。

4の表のところで、国の示している額との比較になります。福崎町では、国の標準水準、厚生労働省が示す月額250円、年額3,000円を下回る水準です。

5の表では、1人及び1世帯当たりの増加額をお示ししております。医療、後期、介護の税率は据え置くこととしておりますので、子ども・子育て支援金分が1世帯当たり4,284円、1人当たり2,876円純粋に増加しているということになります。

6の表では、令和8年度当初予算額と今回、令和8年度課税ベースで試算し直した試算額を比較したものととなります。当初予算は、県が提示した標準税率を基に積算したもので、今回試算したものは、医療、後期、介護についての税率は据置きとし、両方とも子ども・子育て支援金を加味した額で比較したものです。今回の試算では、当初予算より約560万円低くなる結果となっています。

次に説明資料4ページをご覧ください。

7の表、医療・後期高齢者支援金・介護分の税率据置きについてご説明いたします。

令和8年度の医療分・後期高齢者支援金分・介護分の税率については、令和7年度の税率を据え置くこととしております。その理由を国保財政調整基金の状況と併せてご説明いたします。

1のところで、本町では国保財政調整基金の維持目安を6,000万円としておりますが、令和8年度当初の基金保有残高は9,667万666円の見込みになっており、令和8年度末においても、標準化に伴う取崩し分を考慮した上で、9,257万666円の保有となり、維持目安を上回る見込みです。

一方で2のところで、令和8年度の必要税収は3億6,240万円となっております。これに対して、医療・後期高齢者支援金・介護分を②の現行税率のまま据え置いた場合の税収見込額は3億4,972万3,000円であり、1,267

万 7, 0 0 0 円の不足が見込まれます。

3 の基金への影響と結論を申し上げますと、想定している年度末基金保有額から令和 7 年度県支出金の超過交付分 1, 0 9 3 万 6, 0 1 1 円を取り崩し、さらに税率据置きにより当初予算よりも 1, 2 6 7 万 7, 0 0 0 円を追加で基金から繰り入れることとなりますが、実質の年度末の基金残高見込みは 6, 8 9 5 万 7, 6 5 5 円となり、維持目安の 6, 0 0 0 万円を引き続き上回ることが確認されております。被保険者の皆様に医療・支援・介護分の税率引上げという負担をおかけしないよう、今回は基金を活用し、税率を据え置くことといたしました。

最後に、資料にはありませんが、今回、町税条例における納期の変更と同様に、国保税の納期についても変更をいたしております。

町税条例のところでもご説明しましたとおり、近隣市町の状況も鑑み、納付期間を 1 日からに拡充することで、住民の皆様の納付機会を確保し、適正な賦課徴収体制を維持するため、本改正を行うものでございます。

資料 5 ページには、国保税改正の推移、資料 6 ページは基金の保有状況をお示ししております。条例の改正部分については、資料 7 ページから 1 7 ページまでの新旧対照表をご確認ください。

この条例は令和 8 年 3 月 3 1 日付で専決処分を行い、令和 8 年 4 月 1 日から施行いたします。令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によります。

以上、専決処分の承認についてご説明申し上げます。両議案ともご審議賜り、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 会議の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。

会議の再開を 1 0 時 4 5 分といたします。

◇

休憩 午前 1 0 時 2 9 分

再開 午前 1 0 時 4 5 分

◇

議長 会議を再開いたします。

日程第 9	議案第 3 8 号	中播公平委員会委員の選任について
日程第 1 0	議案第 3 9 号	福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 1 1	議案第 4 0 号	福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 1 2	議案第 4 1 号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第 1 3	議案第 4 2 号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第 1 4	議案第 4 3 号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第 1 5	議案第 4 4 号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第 1 6	議案第 4 5 号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第 1 7	議案第 4 6 号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第 1 8	議案第 4 7 号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第 1 9	議案第 4 8 号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第 2 0	議案第 4 9 号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第 2 1	議案第 5 0 号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第 2 2	議案第 5 1 号	福崎町農業委員会委員の任命について
日程第 2 3	議案第 5 2 号	福崎町農業委員会委員の任命について

議長 日程第 9、議案第 3 8 号、中播公平委員会委員の選任についてから、日程第 2

３、議案第５２号、福崎町農業委員会委員の任命についてまでの１５件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

副 町 長 議案第３８号から議案第５２号まで、人事案件についてご説明申し上げます。

まず議案３８号は、中播公平委員会委員の選任についてであります。

中播公平委員会は、昭和５３年７月に共同設置されたもので、現在の構成団体は神崎郡３町と５つの一部事務組合となっています。委員は３名で、任期は４年であります。

委員のうち、福崎町の中塚保彦氏の任期が、この６月３０日をもって満了することから、本委員会を構成する関係町長、及び一部事務組合管理者が協議する中、新たに山下健介氏を選任したく、地方公務員法第９条の２第２項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

山下氏の住所は、福崎町高岡２５８番地、昭和３４年８月１７日生まれの６６歳でございます。

経歴等につきましては、議案第３８号資料をご覧ください。最終学歴、職歴等は、ページ左側に記載しているとおりです。また、右側には、中播公平委員としての抱負をお示ししています。参考としまして、ページ下側には任期一覧表をお示ししていますので、ご参照ください。

山下氏は人格が高潔で人事行政にも精通され、識見が高く、公平委員会委員として適任でありますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第３９号及び議案第４０号は、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

固定資産評価審査委員会委員の選任は、地方税法第４２３条に基づくものであり、町の住民、町税の納税義務者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て、町長が選任するものと定められています。委員の定数は３名で任期は３年であります。

その職務につきましては、固定資産課税台帳に登録された評価額に対する不服申立てがあった場合に評価額の審査決定を行います。

議案第３９号は、現委員の山口省五氏が６月１６日をもって任期満了となり退任されることから、新たに大野偉貴氏を選任したく、同意をお願いするものでございます。

大野氏の住所は、福崎町西治１７０４番地２、昭和５５年１月２８日生まれの４６歳です。

経歴等につきましては、議案第３９号資料をご覧ください。最終学歴、職歴、役職歴につきましては、資料左側に記載のとおりです。資料右上には、大野氏の抱負を、また資料下段には委員の任期一覧表をお示しをしています。

次に、議案第４０号は、現委員の長谷川俊行氏が８月１日をもって任期満了となり退任されることから、新たに増田仁志氏を選任したく、同意をお願いするものです。

増田氏の住所は、福崎町南田原１４２１番地１、昭和３８年６月６日生まれの６３歳です。

経歴等につきましては、議案第４０号資料をご覧ください。最終学歴、職歴、役職歴につきましては、資料左側に記載のとおりです。資料右上には、増田氏の抱負を、また、資料下段には委員の任期一覧表をお示ししていますので、ご参照ください。

大野偉貴氏、増田仁志氏とも、人格が高潔で、識見が高く、地域の住民の代表

として、固定資産評価審査委員会委員に適任でありますので、両議案ともご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第４１号から第５２号は、福崎町農業委員会委員の任命についてであります。

福崎町農業委員会は、農業委員１２名及び農地利用最適化推進委員６名の１８名で業務を遂行しています。委員の任期は３年であります。

このたび委員の任期が７月１９日に満了するため、新たに農業委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

議案第４１号資料をご覧ください。以下、第５２号までの資料となっております。

委員を任命するにあたっては、あらかじめ農業者、農業者が組織する団体、その他関係者に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならないと規定されています。

本町では、本年１月８日から２月１３日まで、推薦及び公募を行ったところ、区長会等から１３名の推薦がありました。

推薦を受けられた方は、いずれも地域農業や地域の実情に詳しく、地域貢献への志も高く、農業委員会委員として適任者でありましたが、定数を超過していることから農業委員候補者選考委員会を開き１２名の候補者を選考いたしました。

選考会では、同法第８条第５項に規定する認定農業者が委員の過半数を占めるようにしなければならないこと。同条第６項に規定する利害関係を有しない者、すなわち農業者でない中立委員が最低１人は含まれるようしなければならないこと。また、同条第７項に規定する委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないことなどを勘案し選考をいたしました。

それでは、提案しております議案順に１２名の住所氏名等を朗読させていただきます。

議案第４１号は、福崎町八千種３８０８番地１、上田隆敏氏で、生年月日は昭和２７年１２月２７日です。

議案第４２号は、福崎町福崎新２５９番地１、加瀬澤智昭氏で、生年月日は昭和５４年３月２０日です。

議案第４３号は、福崎町福田８１８番地、小國万左夫氏で、生年月日は昭和３３年１０月１８日です。

議案第４４号は、福崎町西治６６５番地１、隅岡誠次氏で、生年月日は昭和３２年５月１５日です。

議案第４５号は、福崎町馬田６１番地１３、植岡洋子氏で、生年月日は昭和２９年５月１９日です。

議案第４６号は、福崎町高岡１１６０番地１、大杉博氏で、生年月日は昭和３０年１月２４日です。

議案第４７号は、福崎町高岡９４１番地１、後藤土彦氏で、生年月日は昭和３４年２月７日です。

議案第４８号は、福崎町高岡９９番地、山口金丸氏で、生年月日は昭和２６年８月２４日です。

議案第４９号は、福崎町東田原１２８番地、古田基晴氏で、生年月日は昭和３１年９月１３日です。

議案第５０号は、福崎町南田原２３１５番地２、松岡忠幸氏で、生年月日は昭和３１年４月８日です。

議案第５１号は、福崎町西田原１５５７番地、千家清氏で、生年月日は昭和３６年１１月４日です。

議案第５２号は、福崎町南田原１３７９番地４、田中初美氏で、生年月日は昭和２５年１１月２２日です。

以上１２議案、福崎町農業委員会委員の任命につきまして、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

日程第２４ 議案第５３号 福崎町カスタマーハラスメント防止条例の制定について

議長 日程第２４、議案第５３号、福崎町カスタマーハラスメント防止条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 議案第５３号、福崎町カスタマーハラスメント防止条例の制定について、ご説明申し上げます。

条例につきましては、議案のとおり、前文と第１条から第８条までで構成しております。その条例の概要として、議案第５３号説明資料１ページ右側に要旨をまとめておりますので、そちらでご説明させていただきます。

１、条例の目的です。条例の第１条です。カスタマーハラスメントの防止に関する施策の基本的な事項を定めることにより、町職員の安全及び健康を確保し、公務の円滑かつ適正な執行と公平な行政の実現を図ります。

２、定義です。条例第２条です。この条例における用語の定義になります。

「町職員」とは、任用等の形態を問わず、町の業務に従事する全ての者をいいます。「行政サービス」とは、町が提供する各種サービスをいいます。

「行政サービス利用者等」とは、行政サービスを利用する個人、法人及び団体をいいます。

「カスタマーハラスメント」、こちらにつきましては、条例ではその文言のまま複数使用しておりますが、この概要の中では一般に略称として使われている「カスハラ」としております。行政サービス利用者等からの町職員に対する苦情や言動のうち、社会通念上許容される範囲を逸脱し、町職員の就業環境を害するものと定義します。

３、基本理念です。条例第３条です。何人も、あらゆる場において、カスハラを行ってはならない。それから、カスハラは町職員の心身の健康を害し、町の健全な行政サービスの提供に支障を及ぼすものであるため、町全体でその防止を図ります。ただし、その防止策が、正当な申出や要求等を不当に妨げるものであってはならないとします。

４、町の責務です。条例第４条です。町は、基本理念にのっとり、町職員へのカスハラに対し、組織として毅然と対応するとともに、カスハラ防止に関する施策に積極的に取り組みます。町は、カスハラに関する町職員からの相談や支援の要請に対応する体制を整備し、被害を受けた町職員に対して必要な援助や保護等を行うものとします。

５、町職員及び行政サービス利用者等の責務です。条例では第５条に町職員の責務を、第６条に行政サービス利用者等の責務を定めています。町職員及び行政サービス利用者等は、基本理念にのっとり、互いの権利を尊重しながら、カスハラ防止に努めます。カスハラを受けた町職員は、速やかに所属長に報告し、その内容を記録することとします。

６、対策委員会です。条例第７条です。カスハラ対策を組織的に取り組むた

め、福崎町カスタマーハラスメント防止対策委員会を設置します。

7、その他です。条例第8条で、この条例で定めるもののほか、カスハラ防止に関する事項等は、別途規則等で定めることとします。

8です。施行につきまして、この条例は、令和8年10月1日から施行することとします。

説明資料2ページをお願いします。福崎町カスタマーハラスメント防止に関する規則（案）です。

第1条はこの規則の目的で、防止条例の施行に関し必要な事項を定めるものです。

第2条は定義で、条例の例によります。

第3条は対策委員会の設置について定めるもので、カスタマーハラスメントの対策を組織的に取り組むため、福崎町カスタマーハラスメント防止対策委員会を設置します。第2項は組織、第3項は委員長等、第4項は招集、第5項は委員以外の者の出席について規定しています。

第4条は、対策委員会の所掌事務で、第1号はカスハラ防止に関する事項を審議すること、第2号はカスハラ対応方針を審議すること、第3号はその他必要と認める事項としています。

第5条は所属長による報告について規定し、説明資料3ページ右側に別紙様式としてカスタマーハラスメント発生報告書様式を定めています。

第6条は町職員の協力で、対策委員会から説明を求められたときは協力するよう努めなければならない。第2項は、協力した町職員の守秘義務について規定しています。

第7条は町長への報告で、対策委員会の会議結果を報告すること、第2項は、警察その他の関係機関等と協力し防止に努めるものとするとしています。

第8条は、対策委員会の庶務は総務課と定めています。

第9条は、対策委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が別に定めるとしています。

附則です。施行日については条例と同じく令和8年10月1日とします。

規則の説明は以上です。

このほかに、マニュアルを定めてまいります。条例、規則、マニュアルを一連のものとして、一体的に活用してまいります。それらについて、条例等の施行日としている10月1日までに全職員研修を開催し、町職員に浸透させてまいります。

なお、施行日についてですが、令和7年6月4日に成立、11日に公布されました「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」において、事業主に対してカスタマーハラスメントの防止のための措置義務等が規定され、令和8年10月1日施行とされていることからそのことに合わせて10月1日としています。一方で、新たな条例であり、行政サービス利用者等の定めもあることから、今6月議会に提案させていただき、条例の制定後は、ホームページや広報等で周知して約3か月後の施行としたいと考えているものです。

最後に、マニュアルについてはこのたびお示しできておりません。国の動きは先ほど申し上げましたように、令和7年6月の改正法成立、令和8年10月施行とする中、令和8年5月14日付総務省通知において「総務省では令和8年8月初旬頃までに『職員向けカスタマーハラスメント対応マニュアル』作成のポイント」を配布するよう作業中であることを申し添えます」とされており、福崎町の

今回の流れとしては、福崎町のマニュアルにその内容を反映させる必要がございますので、補足説明させていただきます。

以上、議案第５３号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

日程第２５ 議案第５４号 福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第２６ 議案第５５号 福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

議長 日程第２５、議案第５４号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について及び日程第２６、議案第５５号、福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

住民生活課長 失礼いたします。議案第５４号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案第５４号説明資料の１ページをご覧ください。

今回の改正は、「一般職の職員の給与に関する法律」で規定する公安職俸給表の改定、また、扶養手当の規定の改正に定められた経過措置が終了したこと、及び、国家公務員災害補償法に基づく「人事院規則１６－０」で規定する葬祭補償の額が改定されることに伴い、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」で定める非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額及び公務等により死亡した場合における葬祭補償額の改定がなされたため、この政令に基づき制定している「福崎町消防団員等公務災害補償条例」について、所要の改正を行うものです。

改正内容につきまして、１は、非常勤消防団員等の損害補償の補償基礎額を表のとおり改めます。

２は、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を９，７００円から１万円に、最高額を１万４，５００円から１万５，０００円に改めます。

３は、非常勤消防団員等の扶養親族に係る補償基礎額の加算額を表のとおり改めます。第１号の配偶者区分の廃止、第２号の２２歳以下の子の加算額を３８３円から４３３円に引き上げ、配偶者区分の削除に伴い号を繰り上げます。

４は、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を３１万５，０００円から３３万円に改めます。

この条例は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用します。改正後の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた損害補償、葬祭補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用します。

説明資料２ページ、３ページに新旧対照表をお示ししておりますのでご参照ください。

以上で、議案第５４号の説明を終わります。

続きまして、議案第５５号、福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案第５５号説明資料の１ページをご覧ください。

現在、日本に在留する外国人は、その多くが在留カードや特別永住者証明書のほか、マイナンバーカードを所持していますが、それらの交付手続については、

在留カードや特別永住者証明書が出入国在留管理局、マイナンバーカードは市区町村となっており、それぞれ別の行政機関において行うこととなり、煩雑な手続を余儀なくされています。

今回の改正は、外国人の利便性を向上させ、その生活の質を高めるとともに、行政運営の効率化を図るため、「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律」が6月14日に施行され、マイナンバーカードの機能と一体化させた特定在留カード、特定特別永住者証明書の運用が開始されることに伴い、「福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例」について所要の改正を行うものです。

改正の内容は、現在、コンビニ等に設置された多機能端末機において印鑑登録証明書等の交付が可能な、いわゆる「コンビニ交付」を実施していますが、これは、マイナンバーカードのみで利用が可能となっています。法改正後はマイナンバーカードと一体となった特定在留カードや特定特別永住者証明書でも印鑑登録証明書の交付申請を行うことができるよう、該当条文の内容に追加するものです。

説明資料2ページに新旧対照表をお示ししておりますのでご参照ください。

以上で、議案第55号の説明を終わります。両議案とも、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

日程第27 議案第56号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議長 日程第27、議案第56号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

ほけん年金課長 議案第56号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案第56号説明資料の1ページをご覧ください。

今回の改正は、兵庫県が福祉医療費助成事業の実施要綱を改正するため、町の福祉医療費助成条例を同様に改正するものです。

改正内容をご覧ください。

1、令和7年4月からの国民年金額の引上げにより、障害基礎年金2級の年間受給額が82万6,500円になりました。これにより、県が低所得判定基準等に準用している自立支援医療等において基準額の見直しが行われましたので、低所得者判定基準及び高齢期移行者の所得要件において、現行「80万9,000円」となっているものを「82万6,500円」に改めます。

2、令和8年度地方税法改正において、住宅借入金等特別税額控除に関する規定について、従来、地方税法附則第5条の4及び同附則第5条の4の2に分かれて規定されていたものが、附則第5条の4に統合されました。

これにより、県の福祉医療制度が準用している障害者総合支援法施行令と県要綱との表記の統一が行われたため、同様に表記を改めるもので、従前と取扱いが変わるものではありません。

3、兵庫県においては、国公費負担医療制度と福祉医療制度の併用ができない状態であり、国制度の対象疾病に福祉医療が使えないことで、特に支援が必要な人の自己負担額が多くなっております。この状態を解消するために、県が要綱を改正したため、以下のように改めます。

①福祉医療の助成対象となる被保険者等負担額について、国公費負担医療制度の給付が行われた後の額を対象とするよう改めます。

②精神疾患による疾病について、精神疾患通院に係る自立支援医療を受給して

いる場合には、福祉医療の対象となるよう改めます。

現在、福崎町においては、主な国公費負担医療制度の自己負担分を町独自事業で償還払いをしております。しかし、受給者の手続上の負担が大きく、受給者にお金に戻るには受診から数か月程度の時間差が生じている状況です。

今回の改正により、県制度として国公費負担医療制度との併用が統一されるため現物給付が可能となり、受給者の負担軽減や利便性向上が図られることとなります。

施行期日は、令和8年7月1日からです。地方税法改正部分については、令和8年4月1日から適用します。

2ページから5ページに新旧対照表をお示ししていますのでご参照ください。

以上で、説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第28 議案第57号 福崎町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長 日程第28、議案第57号、福崎町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

社会教育課長 議案第57号、福崎町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案第57号説明資料の1ページをご覧ください。

福崎町第2体育館は、これまで耐震改修が行われておらず、早期の閉鎖が必要な状況にありました。

令和8年2月の総務文教常任委員会でも、令和8年度中に使用を中止する方針をご報告していたところです。

このたび、定期的に利用されていましての団体の皆様の、他施設への振替調整が完了いたしました。そのため、第2体育館の使用を中止することといたしました。

これに伴い、体育館としての使用を終了するため、条例に定めております第2体育館に関する条項を削除・整理する改正を行うものです。

説明資料2ページに、新旧対照表を掲載しておりますので、併せてご確認ください。

以上で、議案第57号の説明を終わります。ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

日程第29 議案第58号 福崎町都市計画マスタープランの策定について

議長 日程第29、議案第58号、福崎町都市計画マスタープランの策定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 失礼いたします。議案第58号、福崎町都市計画マスタープランの策定について、ご説明申し上げます。

マスタープランの概要につきましては、3月25日に議員全員協議会でご説明申し上げますので、提案説明では、マスタープランの大まかな構成と、本町の現状と動向を基にまとめた、「4つの都市づくりの視点」について主にご説明申し上げます。

マスタープラン本編の１ページをお願いいたします。

本編の１ページでは序章として、計画見直しの背景を記述しています。

本町の現行の都市計画マスタープランは、平成２８年に改定され、１０年経過していることから改定を行うものでございます。

１ページの中段からは、都市計画マスタープランの位置づけとして、都市計画法第１８条の２に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、第６次総合計画などの上位計画に即して町の都市計画に関する基本的な方針を定めることを記述しています。

３ページからは、第１章として「福崎町の概況」についてまとめております。

まず、「福崎町の特長」について、３ページから９ページで、位置・地勢、沿革、地形、気象、面積、自然環境について、１０ページから５４ページでは「福崎町の現況」として、人口・世帯数の推移、人口流動、土地利用の現状や、市街化の動向、産業、交通・道路等、公園・緑地、上水道・下水道、その他処理施設、公共施設、文化・観光資源、防災・減災などについて取りまとめています。

５５ページから５９ページまでは第２章として福崎町の課題を整理しています。

５５ページをお願いします。

①人口減少等への対策では、人口減少や人口流出を抑制するため子育て世代を中心とした空き家の有効活用等を図ること、②市街化区域における土地利用の適正化及び低未利用地の活用では、福崎駅周辺等の利便性の高い密集市街地において、集合住宅の建設、周辺部の残存農地等を活用した宅地開発、戸建て住宅の供給の促進を図ること、５６ページの③市街化調整区域の土地利用の活性化では、特別指定区域制度、地区計画制度の活用が必要なこと、④地域産業の活性化では、新たな産業用地の確保について検討していくこと、⑤福崎駅周辺の市街地整備では、住環境の整備に併せ、商業・生活利便施設を誘導し、高齢者や子育て世代にとっても暮らしやすい市街地環境を形成すること、５７ページの⑥公共交通の充実では、公共交通を維持・確保するために行政を含めた支援が不可欠であること、⑦道路・都市計画道路の整備では、兵庫県の「ひょうごインフラ整備プログラム」都市計画道路の整備推進により、交通の円滑化とともに、歩行者・自転車の安全性向上を図ること、⑧市街地整備では、５８ページの福崎駅を中心とした鉄道・バスによる広域的な移動手段の強化、⑨公園・緑地、河川の整備では、河川災害の防止や浸水性、円滑な流水の確保、⑩上下水道管路施設の点検と長寿命化計画の推進では、管路施設の老朽化状況や利用実態を踏まえ、優先順位に基づいた計画的な修繕・改築を段階的に進めること、⑪公共施設のマネジメントでは、施設の必要性を踏まえながら、施設の配置及び機能の在り方や既存施設の有効活用を検討すること、⑫観光の振興では、観光交流センターを活用したにぎわいづくりを進めること、５９ページの⑬防災・減災対策の充実では、ハード・ソフト両面での対策が必要なことなど、ここに上げている１３の問題点や課題の解決に向け、第３章では将来の都市像を定めています。

６０ページでは、コンパクトシティや公共交通ネットワーク化などの国の動向について記載しており、本町においても、平成２９年に「立地適正化計画」を策定しています。

６１ページでは、「めざすべき都市像」として、都市づくりの理念としては、「町民や自治会、地域のボランティア団体、ＮＰＯなどの主体と行政が、自らの役割と責任を自覚した上で連携・協働が行われ、住民福祉の向上や町域の均衡ある発展を図り、持続可能な地域社会の形成をめざすもの」としています。

６２ページの「将来の都市像」につきましては、第５次総合計画から第６次総

合計画に継承している「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち」としていません。将来の都市像として、立地適正化や地域公共交通の充実、そして文化・観光資源、歴史文化を生かしたまちづくりの方向を記載しています。

63ページでは「将来の都市構造の考え方」を示しています。

1-1、既成市街地と新市街地の共栄、1-2、まちの拠点づくり及び持続可能な都市構造の形成とネットワーク化、1-3、安全・安心なまちづくりとし、65ページでは「まちの構造図」を示しています。

同じく65ページをお願いします。

将来の人口フレームとしては、現行計画の期間は平成28年度から平成37年度、人口計画は1万9,500人でしたが、改定計画では令和8年度から令和17年度の計画期間とし、目標年次における設定人口を総合計画に即し、将来人口を1万8,379人に変更します。

66ページをお願いします。

都市づくりの視点として、立地適正化計画の内容と設定イメージを記載しております。また、コンパクトな市街地の形成と集落の活力維持を進めるとしております。国はコンパクトシティの考え方を推進しており、福崎町は隣接する姫路市と連携しながら都市の機能分担を担うような立地適正化計画を策定しています。しかしながら市街化調整区域の集落の地域活力の維持は重要な課題であり、相反する2つの課題を実現していく必要があります。

67ページをお願いします。

ここからは都市づくりの視点と課題の整理を行っています。

今後10年間は4つの視点に重点をおいてまちづくりを進める計画としています。

視点の1つ目は、「持続可能な都市構造の形成による人口減少への対応」を目標として掲げています。

これは立地適正化計画による民間活力の活用や地域公共交通の充実の視点、市街化調整区域における特別指定区域制度の積極的な運用を念頭に考えております。

68ページをお願いします。

2つ目の視点は、「中心市街地の活性化と多様な産業の振興」としてしています。

これはJR福崎駅周辺の活性化と役場周辺や三木宍粟線、中島井ノ口線沿線の活性化と福崎インターチェンジや夢前スマートインターチェンジなどの交通の利便性の優位性を活用できる東西の工業団地を中心とした産業の振興です。

69ページをお願いします。

3つ目の視点は「地域資源をいかした観光・交流の促進」としてしています。

これは、観光の拠点である辻川界隈の活性化、ガジロウ、妖怪ベンチ等の効率的な活用や交通アクセスの向上、七種山、春日山周辺等の回遊性向上やリピーターの確保に加え、県内外からの来訪者を増やす取組を推進するなど観光の振興に努めることを目指します。

70ページをお願いします。

4つ目の視点は「安全・安心の確保とユニバーサルな都市づくり」としてしています。

近年、当町においても山崎断層を中心とした地震対策、局地的な集中豪雨や台風被害の災害リスクに対し、減災の視点を取り入れた総合的な耐震化、治水対策などの必要性が増しています。

また、全国的にも顕著となっている空き家の対策や活用などが必要となっており、地域と連携した災害に強いまちづくりに取り組むことを記載しています。

71ページからは、「分野別の方針」を記載しております。

分野別の基本方針については、最初にその項目の「基本的な考え方」を記載し、個別の方針に移るという形式としています。

まず74ページの土地利用方針の主な変更検討地区について説明いたします。

この変更は主に区域区分の変更、用途地域等の変更に係る部分となります。

1つ目は、福崎駅田原線の整備に伴う土地利用の変更として、隣接する区域の用途の変更等を検討します。

次は、中島井ノ口線沿道の利用促進です。道路西側の調整区域の部分については、農用地部分を除く箇所を地域住民との合意や関係機関との協議を重ねながら沿道サービス地への編入を引き続き検討します。

次は、東西工業団地周辺の利用促進についてです。

工業団地周辺については企業誘致の可能性を見据えつつ、土地利用の在り方を慎重に検討します。

76ページからは、市街化調整区域の土地利用方針で、福崎町土地利用基本計画に基づき、特別指定区域制度を活用しながら集落活力維持を図ることを記載しています。

78ページからの「まちの基盤（利便・快適）」では、公共交通の利用促進について、79ページからは、都市計画道路や幹線道路の整備について、85ページからは、市街地整備について、88ページからは、公園・緑地、河川・ため池、住宅、上水道・下水道、その他処理施設、公共施設等について、98ページからの「まちの活力（観光）」では、観光拠点の整備、強化について、99ページは観光ルート整備、まちの魅力発信、空き家を活用したまちづくり事業の検討について、101ページからの「まちの安全・安心」では防災・減災について、106ページはユニバーサル社会への対応についてをそれぞれ記載しております。詳細については、これまでの説明と重複しますので、省略をさせていただきます。

これらは、55ページでご説明申し上げた「福崎町の課題」に基づき分野別の基本方針として、項目ごとに整備等の方針を記載したものでございます。

107ページからは、「まちづくりの実現に向けて」、それぞれの役割分担や、町民参加の仕組みづくり、今後のマスタープランの見直し方針を記述しています。

議案第58号説明資料をお願いします。

これまで役場内での検討委員会、都市計画審議会の開催やパブリックコメントなどを実施し、このような施策体系で都市計画マスタープランを取りまとめています。

以上、議案第58号の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りご賛同いただきますようお願いいたします。

日程第30 議案第59号 令和8年度福崎町一般会計補正予算（第1号）について

議長 日程第30、議案第59号、令和8年度福崎町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 失礼いたします。議案第59号についてご説明申し上げます。

令和8年度福崎町一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ800万円を追加し、補正後の予算総額を117億900万円とするものであります。

議案の1ページ、2ページの第1表、歳入歳出予算補正の内容につきましては、

事項別明細書に沿って説明させていただきます。

まず、歳出からご説明いたします。

事項別明細書の 7 ページ、8 ページをご覧ください。

2 款、総務費、1 目、一般管理費の 1 8 節、負担金補助及び交付金で、一般コミュニティ助成事業助成金 2 5 0 万円を計上しております。

これは、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業で、駅前自治会公民館新築に伴う備品購入費を助成するものです。テント 2 張、テーブル 1 5 台、イス 6 0 脚、コピー機 1 台、ノートパソコン 1 台の購入費用として事業費総額 2 6 2 万 3, 0 0 0 円、助成金上限 2 5 0 万円の助成申請を行い、令和 8 年 3 月末に助成金の決定があったためこのたび予算化するものであります。

財源は、雑入の「一般コミュニティ助成事業助成金」を 1 0 分の 1 0 充当しております。

次に 9 ページ、1 0 ページをご覧ください。

5 款、農林水産業費、3 目、農業振興費の 1 8 節、負担金補助及び交付金の「経営構造対策事業補助金」2 5 0 万円については、議案第 5 9 号資料をご覧ください。

この事業は、地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械・施設の導入支援を行うもので、当初予算では資料右上の 2 営農組合・1 認定農業者分を予算化しておりましたが、農事組合法人西治営農組合が追加で要望を行い、4 月に県補助採択されたためこのたび予算化するものであります。事業の内容は、資料右下の追加採択の欄になりますが、トラクター、草刈り用のハンマーモア、麦作付用の溝掘機を各 1 台購入、補助対象事業費が 8 3 3 万 5, 0 0 0 円で、町補助金が 3 0 % 補助の 2 5 0 万円となっております。財源は、県補助金の「経営構造対策事業補助金」が町補助金の 1 0 分の 1 0 で 2 5 0 万円となっております。

次に、事項別明細書 1 1、1 2 ページをご覧ください。

6 款、商工費、2 目、商工業振興費の 1 4 節、工事請負費、高圧気中開閉器更新工事費 9 4 万 7, 0 0 0 円の増額は、辻川観光交流センターの高圧気中開閉器について、4 月の電気設備点検で、動作不良により波及事故になる可能性があり、至急交換するよう指摘を受けたため、機器の更新を行うものです。

次に 1 3、1 4 ページをご覧ください。

8 款、消防費、2 目、非常備消防費の 7 節、報償費、退職者報償金 5 6 万 3, 0 0 0 円の増額補正は、消防団退職者の退職報償金が当初予算額を上回ったため増額補正を行うものです。

うち基金対象者分が 6 9 万 5, 0 0 0 円の増、町単分が 1 3 万 2, 0 0 0 円の減となり、合計で 5 6 万 3, 0 0 0 円の増額となっております。

財源は、非常備消防団員退職報償金で、基金該当者分の 6 9 万 5, 0 0 0 円を充当しております。

次に 1 5、1 6 ページをご覧ください。

9 款、教育費、1 目、学校管理費の 1 4 節、工事請負費、施設改修等工事費 1 4 9 万円の増額は、ライフスポーツ財団の支援金を活用し、田原小学校の鉄棒を改修するものであります。財源は、ライフスポーツ財団の子ども活動支援金を 1 0 0 万円充当しております。

次に、歳入のご説明をいたします。歳出の説明と重複する部分は割愛して説明させていただきます。

事項別明細書の 3 ページ、4 ページをご覧ください。

19款、繰越金は、歳入歳出補正予算の調整に係り一般財源不足を補うため前年度繰越金を130万5,000円増額しております。

以上が、歳入歳出予算の補正に関する説明であります。

次は、議案表紙にお戻りください。

第2条、債務負担行為の補正につきましては議案の3ページをご覧ください。

債務負担行為の追加ですが、「ヤケヌケ井堰改修事業」で、これは、ヤケヌケ井堰改修工事の2工区、下部工の設置にあたり1工区、上部工のゲート等の製作と同時進行で行うとともに、2工区については令和8年度から令和10年までの3年間で計画的に事業を実施し、令和10年度の水稲作付に間に合うよう早期完成を目指すため、債務負担行為を設定するものであります。期間は令和9年度、10年度の2か年間、限度額は1億1,000万円としております。

以上、議案第59号、令和8年度一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第31 議案第60号 福崎町道路線の廃止及び認定について

議長 日程第31、議案第60号、福崎町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 失礼いたします。議案第60号、福崎町道路線の廃止及び認定についてご説明申し上げます。

当議案は、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、福崎町道路線を廃止及び認定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第60号説明資料1ページをお願いします。

町道430号線の廃止となります。

続けて、2ページをお願いします。

この廃止につきましては、町道2372号線を新たに認定することに伴い、その終点の変更となるため、1ページのとおり、一旦廃止を行い、2ページのとおり、新たに認定するものであります。

再度1ページをお願いいたします。

廃止する路線として、起点は、福崎新字町ノ上3番2地先から、終点は、福崎新字町ノ上47番1地先までです。

続きまして、2ページをお願いします。

認定する路線は、2路線となっております。

最初に2372号線です。

起点は、福崎新字町ノ上51番地先から、終点は、福崎新字町ノ上27番12地先までで、延長は、117.49メートル、幅員は、20.5メートルから5.0メートルです。

当該路線は、町道駅新町線に接道する路線で、専用住宅11区画の開発行為により道路の新設がなされた箇所となっております。

等級は、福崎町道路の管理等に関する条例第4条の2により開発許可を受けた住宅地で、10区画以上の区域内道路に該当するため、2級町道として認定するものです。

なお、新設道路部につきましては令和8年4月23日に町職員による完了検査を実施しております。

その後、兵庫県による工事完了公告が6月9日に、公共用地についてもその後6月中に所有権移転、町への帰属がなされる予定です。

続きまして、430号線です。

起点は、福崎新字町ノ上3番2地先から、終点は、福崎新字町ノ上44番1地先までで、延長は、248.64メートル、幅員は、4.1メートルから2.1メートルです。

廃止の箇所でご説明させていただいたとおり、町道2372号線を新たに認定するに伴い、その終点が変更となるため、1ページのとおり、一旦廃止を行い、2ページのとおり、新たに認定するものであります。

以上、議案第60号、福崎町道路線の廃止及び認定についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願いいたします。

日程第32 議案第61号 工事請負契約について（中学校体育館空調設備整備工事）

議長 日程第32、議案第61号、工事請負契約について（中学校体育館空調設備整備工事）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

学校教育課長 議案第61号、工事請負契約について（中学校体育館空調設備整備工事）をご説明いたします。

当議案は、令和8年5月26日に一般競争入札を執行しました中学校体育館空調設備整備工事に係る工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものです。

契約の相手方は、姫路市城東町京口台27番地 甲南ビル201号室、但南建設株式会社姫路営業所長、井奥哲夫氏で、契約金額は、1億7,237万円です。

議案第61号説明資料をご覧ください。

工事概要について説明させていただきます。

工事箇所は、福崎西中学校と福崎東中学校2校の体育館です。主な工事の内容は、高圧受電設備の改修と空調設備機器の設置です。

左側下の表は、両校の空調設備機器の設置箇所とその数をお示ししています。右側上が、福崎西中学校体育館の平面図、下が福崎東中学校体育館の平面図で、両校とも1階アリーナには、8台の天つり式空調設備、2階卓球場には、2台の天つり式空調設備を整備します。

工事期間は、令和9年3月26日までとしていますが、変圧器の納入状況により工期が延長される可能性があります。

資料2ページには入札結果をお示ししています。

以上、議案第61号、工事請負契約（中学校体育館空調設備整備工事）についての提案説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第33 議案第62号 工事請負契約の変更について（姫路市中播消防署本署建設工事）

議長 日程第33、議案第62号、工事請負契約の変更について（姫路市中播消防署本署建設工事）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 失礼いたします。議案第62号、工事請負契約の変更（姫路市中播消防署本

署建設工事)についてご説明申し上げます。

姫路市中播消防署本署建設工事において、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を経て、変更契約を締結するものであります。

変更の内容は、契約金額の変更で、変更前金額16億8,300万円を7,190万2,600円増額し、変更後金額17億5,490万2,600円とするもので、原材料費等の高騰によるものであります。

それでは、変更内容についてご説明申し上げます。

議案第62号説明資料をお願いいたします。

資料の左側に完成イメージ図と平面図をお示ししております。また、その右側に変更理由を記載しております。

請負契約書第26条第6項に基づき、請負代金額の変更を行うもので、昨今、建設業界を含め多方面で原材料費の高騰が話題となっておりますが、本工事においても同様でありまして、資材の単価等の高騰に伴う変更契約の対象となるのは残工事分となることから請負業者より請負代金額の変更の申入れがあったため、資材等の高騰、いわゆるインフレーションを反映した形での増額変更を行うものです。

インフレスライド基準日、インフレにより請負代金額を変更できる措置としての基準日は令和8年5月1日とします。

主な上昇単価については、①公共工事設計労務単価で約5%前後の上昇、②鉄筋材料単価で約4%の上昇、材料、作業手間を含めた材工で約1,100万円の増額、③コンクリート材料単価で約20%の上昇、材工で約1,300万円の増額、④型枠の施工単価の上昇、材工で約1,900万円の増額となり、その他電気設備、機械設備も増額となり、合わせて7,190万2,600円の増額となります。

以上、議案第62号についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただけますよう、よろしくお願いいたします。

議

長 以上で、本定例会1日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会2日目は6月9日、午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時46分